



みんなで使う まちづくりの ルールが できました

市議会平成23年3月定例会で、「江南市市民自治によるまちづくり基本条例」の制定が議決され、4月1日から施行されました。

このシリーズでは、この条例の趣旨や中身について紹介していきます。

「まちづくり」と聞くと、何を思い浮かべますか。道路、公園、施設など目に見えるハード的なものが挙げられる

でしょう。確かに、これらハード的なまちづくりもあります。が、今回、条例では、改めて「まちづくり」を、「地域課題の解決、地域の価値の創造その他の地域を活気があり、明るく住みよいものとする」ことを目的とする公益的な活動（第3条）と定義しました。

「次世代育成」、「生きがいづくり」、「平和で明るく豊かな人間関係の育成」、「貴重な郷土の歴史と温暖な自然環境を活かした美しく潤いのある生活と文化の継承や発展」など、ハード面、ソフト面の両方を含め「まちづくり」としています。

「まちづくり」の概念は、この条例を理解する上でのポイントになります。

問合せ 地域協働課（内線3233）

